

平成25年2月20日
文 部 科 学 省
初等中等教育局財務課
高 校 修 学 支 援 室

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」について、平成24年12月28日から平成25年1月26日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計30,510件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
拉致被害者が帰ってきていないので、朝鮮学校に支給すべきではない。	朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。
我が国の国益を損ねるような教育(事実とは異なる歴史や我が国に対する敵対的思想など)を行っているので、朝鮮学校に支給すべきではない。	朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。
外国人も1条校への入学を認められているが、個人の自由でそれを選択しなかったのだから、朝鮮学校に支給すべきではない。	朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。
朝鮮学校のカリキュラムは朝鮮総連によって決定されていて、北朝鮮からの支援も受けているので、朝鮮学校に支給すべきではない。	朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。
生徒の学びとは関係ない拉致問題などの政治的理由によって朝鮮学校を支給対象から外すのは差別であり、人種差別撤廃条約に反する。 <人種差別撤廃条約第5条(e)>	朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。また、今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受け、学校教育法第1条に定める高校となるか、または北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で対象となりうると考えております。このため、今回の改正は、差別には当たらないと考えております。
費用を社会全体で負担して、一人ひとりの学びを社会全体で助け合い支えるという法の趣旨に反する。	高等学校等就学支援金制度は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」ことを目的としており、「高等学校等」の中に、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める各種学校が含まれていますが、その具体的な範囲を定めることは、文部科学大臣の権限に属しています。 朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏ま

	えると、現時点での指定には国民の理解を得られないとの観点から、今回の改正を行うものであり、今回の対応は、法の目的に反しないと考えております。
朝鮮学校だけ支給しないというのは、法の下 の平等という憲法の精神に反する。 ＜憲法第14条＞	憲法14条1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したのではなく、相対的、比例的な平等を保障するものである。つまり、合理的理由のない差別を禁止するものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由として、その法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、同項に違反するものではないと解されています。今回の改正は、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないとの理由には合理性があり、憲法第14条には違反しないと考えております。
外交上の配慮などにより判断しないと 言っていたのに方針を変えるのか。	「外交上の配慮などにより判断」しないと の民 主党政権時の政府統一見解は廃止した上で、 朝鮮学校については、拉致問題の進展がない こと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、 人事、財政にその影響が及んでいることを踏ま えると、現時点での指定には国民の理解が得 られないと判断するものです。
ハの規定だけではなくイ、ロの規定も削除す るべきである。海外の日本人学校の授業料を 無償としている国があれば、その国の生徒に 対してのみ相互主義により支給するべきであ る。	現行法では、各種学校となっている外国人 学校についても、日本国籍を持つ生徒も含め 多くの生徒たちが、後期中等教育段階の 学びを行っていることから、高等学校等就 学支援金制度の対象としています。一方、 朝鮮学校については、拉致問題の進展がない こと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育 内容、人事、財政にその影響が及んでいる ことを踏まえ、現時点での指定には国民の 理解を得られないとの観点から、今回の改 正を行うものです。